

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、事実誤認及びこれを前提とする単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由に当たらない。（被告人の本件所為が窃盗罪を構成し、所論の如く占有離脱物横領罪とみるべきものでないとした所論原判示は相当である。）。

弁護人山根静人の上告趣意第一は、原判決には明確なる上告理由は見当たらないというのであり、同第二は、事実誤認及びこれを前提とする単なる法令違反の主張であり、同第三は、単なる訴訟法違反を前提とする事実誤認の主張であり、以上すべて上告適法の理由とならないし、同第四は、違憲をいう点があるが、その実質は単なる訴訟法違反の主張に過ぎないもので不適法であり、判例違反をも主張するが、原判決は所論各判例に従っているものと認められるのであつて所論は採るをえないし、同第五は、量刑不当の主張であつて適法な上告理由に当たらない。

また記録を調べても刑訴四―一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八条、一八一条一項但書により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三七年三月一六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	池	田		克
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	一
裁判官	山	田	作	之助